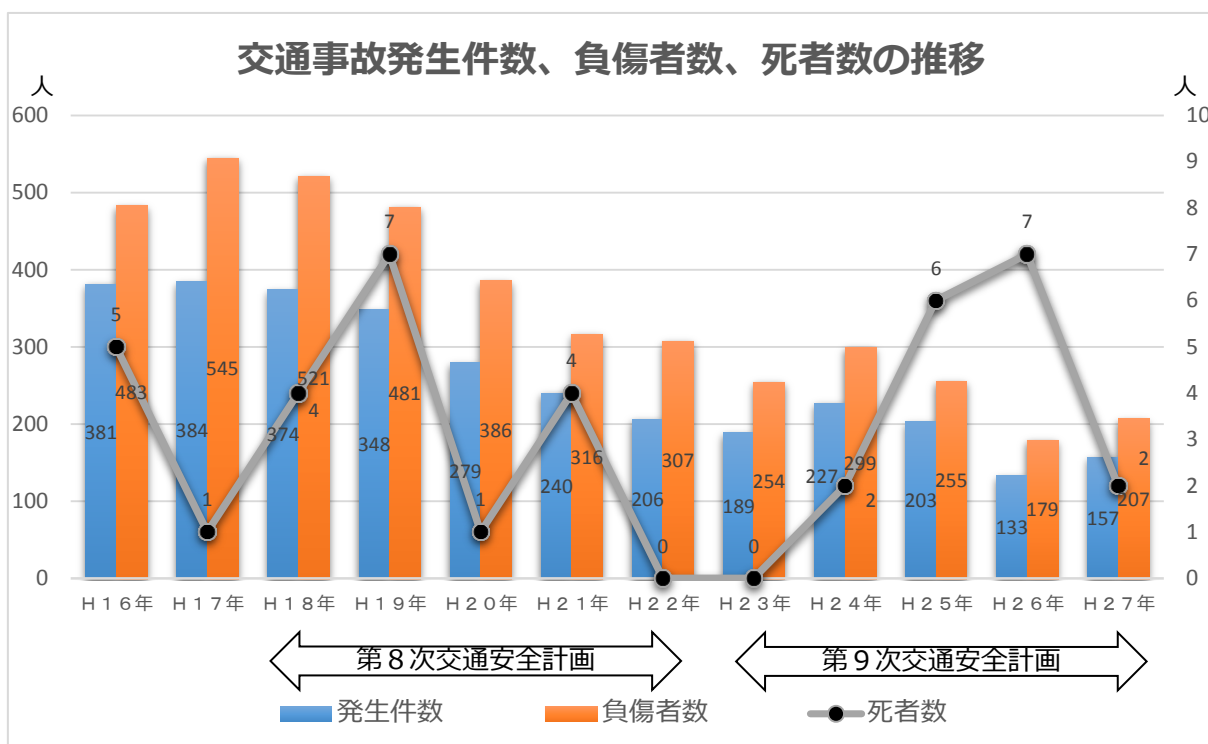


第 9 次袖ヶ浦市交通安全計画取組状況

交通事故抑止目標に対する結果

第9次袖ヶ浦市交通安全計画抑止目標は、「24時間死者数はゼロに努め、負傷者数は継続して減少させる」については、交通事故発生件数、負傷者とも全体的には減少傾向であるものの、平成24年、平成27年は前年を上回り、死者数は、平成23年にゼロを達成したものの、それ以降、2人、6人、7人、2人と推移し、「24時間死者数ゼロ及び負傷者数は継続して減少させる」という、目標を達成することができませんでした。



	第8次計画期間中	第9次計画期間中	増減率
交通事故発生件数	1,447件	999件	▲31.0%
死傷者数(負傷者数+死者数)	2,027人	1,211人	▲40.3%

第9次袖ヶ浦市交通安全計画での取組み

第9次袖ヶ浦市交通安全計画の第2編「道路交通の安全」及び第3編「踏切道における交通の安全」に記載された具体的な取り組み項目の計画期間内における実施結果は以下のとおりです。

1 交通安全施設の整備

(1) 信号機の整備

○ 信号機の設置数

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
信号機の設置数	1	—	—	1	—

(設置場所) 平成23年度 椎の森工業団地入口

平成26年度 袖ヶ浦駅入口 (海側土地区画整理事業地)

○ 交通弱者の保護のための信号機の改良

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
歩車分離式信号機	—	—	1	—	1

(設置場所) 平成25年度 市道代宿神納線蔵波台交差点

平成27年度 市道代宿神納線さつき台交差点

(2) 道路標識、道路標示の整備

○ 道路標識の整備状況

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
規制標識	—	2	—	5	2
警戒標識	—	—	—	1	—
案内標識	—	—	—	1	1
注意看板	10	—	—	—	—

○ 道路標示の整備状況

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
区画線(実線)	793.5m	618.0m	2,775.5m	3,044.1m	3,653.0m
区画線(破線)	11.0m	961.0m	539.0m	604.0m	131.0m
カラー舗装	65.1 m ²	40.5 m ²	729.0 m ²	366.0 m ²	—
文字記号	1,086.7m	1,961.4m	459.7m	895.1m	349.2m
路面標示	—	—	—	—	2か所

○ 改善が図られた危険箇所、事故多発地（現地診断場所と対応策）

年 度	場 所	内 容	施行者
H 2 3	市道代宿神納線 さつき台交差点	車線分離標設置	市
H 2 4	国道 1 6 号 勝下交差点	注意喚起看板設置 「右折後、青になるまで停止」 「追突注意」	国道事務所
H 2 6	市道代宿横田線 のぞみ野地先	減速マーク 路面標示「速度落とせ」 勾配の変更	市

(3) 歩道のバリアフリー化の整備

○ 歩道の整備状況

整備場所	整備内容	実施年度
市道川原井林線	1 工区 686mのうち 397mを整備	H 2 4 ~ H 2 7
市道三箇横田線	I 期 1 工区 940mのうち 354mを整備	H 2 6 ~ H 2 7
市道袖ヶ浦駅前線	歩道舗装 L = 533m (両側) を整備	H 2 5

○ 側溝の蓋かけカラー舗装

整備場所	整備内容	実施年度
市道神納二丁目 7 号線	188mを整備	H 2 3
市道長浦駅前五丁目 2 号線	352mを整備	H 2 3

(4) 道路照明灯・道路反射鏡・防護柵等の整備

○ 道路照明灯

整備場所	整備内容	実施年度
長浦駅北口駅前広場	車道用 2 基	H 2 6
市道袖ヶ浦駅前線	車道・歩道兼架形 10 基 歩道用 35 基	H 2 5
市道川原井林線	車道用 1 基	H 2 7
市道代宿神納線	歩道用 2 基	H 2 6

○ 道路反射鏡、ガードレール、転落防止柵等

	道路反射鏡	ガードレール ガードパイプ	転落防止柵
H 2 3	9 基	47.0m	43.5m
H 2 4	6 基	7.0m	14.0m
H 2 5	7 基	5.0m	149.5m
H 2 6	1 4 基	15.0m	125.7m
H 2 7	1 0 基	37.0m	169.0m
計	4 6 基	111.0m	501.7m

(5) 交差点改良の整備

整備場所	整備内容	実施年度
市道代宿神納線、県道長浦上総線交差点	市道に右折レーンを整備	H 2 6

2 交通規制の推進

(1) 効果的な交通規制の推進

整備場所	整備内容	実施年度
神納 2 丁目の一部（福王台保育所周辺）	ゾーン 3 0	H 2 6
今井 2 丁目 4 9 番地（今井幼稚園周辺）	ゾーン 3 0	H 2 7
横田 2 5 8 3 地先（中川小学校周辺）	ゾーン 3 0	H 2 7
県道長浦上総線（阿部 1 3 7 - 2 ~ 1 0 8 地先）	大型貨物通行規制	H 2 6
県道横田停車場上泉線（野里 1 6 0 ~ 1 5 0 7）	大型貨物通行規制	H 2 7

(2) 災害発生時における交通規制の推進

○道路冠水・倒木等による通行止め

日 時	災 害	路 線 名
H 2 3. 9. 2 1	台風 1 5 号	市道神納 1 5 号線・市道林 1 号線
H 2 6. 1 0. 1 5	台風 2 6 号	市道代宿神納線
H 2 7. 7. 8	降雨災害	市道高谷林線・市道久保田 1 2 号線

3 その他の道路交通環境の整備

(1) 駐車環境の適正化

○宅地開発事前協議相談件数

年 度	件 数
H 2 3	13
H 2 4	8
H 2 5	15
H 2 6	25
H 2 7	17

○平成26年10月1日：袖ヶ浦駅北口の供用開始に伴い、袖ヶ浦駅北口ロータリー周辺を自転車放置禁止区域に指定
(袖ヶ浦市奈良輪1141番地2他)

(2) 道路使用の適正化

○不法占用物件について、年2回(6月・12月)「広報そでがうら」に掲載

(3) 自転車駐車対策の推進

○平成26年度に袖ヶ浦駅北口の供用開始に伴い、袖ヶ浦駅海側居住者の利便性を図るため、袖ヶ浦駅北口自転車駐車場整備工事を実施
(面積：630㎡、収容台数：自転車150台、原動機付自転車34台)

○県下一斉の駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施

年 度	キャンペーン回数	放置自転車撤去台数	返還台数	処分台数
H 2 3	—	43	6	—
H 2 4	2	105	48	16
H 2 5	2	61	30	18
H 2 6	2	32	13	—
H 2 7	6	43	25	7

(4) 子どもの遊び場

○公園：市内65ヶ所

4 交通安全意識の普及徹底

(1) 交通安全教育の徹底

○交通指導の実績

年度 対象	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
幼 児	40	43	44	58	56
小 学 生	17	15	14	17	17
中 学 生	3	3	5	5	5
高 齢 者	4	7	11	10	11
一 般	4	4	2	7	3
保 護 者	34	31	33	31	26
合 計	102	103	109	128	118

※保護者への指導は、幼児、小学校の指導時に開催

(2) 普及啓発活動の推進

年度 種別	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
広報車による広報	24	47	46	29	45
啓 発 活 動	10	14	16	20	33
街 頭 監 視	1	2	29	33	1
合 計	35	63	91	82	79

5 救急・救助体制の整備

○救急救命士等養成状況

年度 種別	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
救 急 救 命 士 数	23	25	25	27	29
気管挿管認定者数	3	3	3	3	3
薬剤投与認定者数	21	21	22	24	28
処置拡大2行為認定者※	—	—	—	—	20
J P T E C 受 講 者 ※	12	16	15	21	14

※処置拡大2行為認定者（平成26年2月より実施）

①心肺停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液

②血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖投与

※ J P T E C 受 講 者 (H 2 8. 3 末 現 在 7 2 名 (職 員 の 5 9 %))

J P T E C と は 病 院 前 の 外 傷 観 察 ・ 処 置 標 準 化 プ ロ グ ラ ム の 普 及 と 防 ぎ え た 外 傷 死 の

撲滅を目指すもので、日本救急医学会公認の病院前外傷教育プログラムである。

○高規格救急車^{*}配備状況

4台運用（うち1台は非常用）

○救急出動件数

年	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
出動件数					
総 数	2,487	2,491	2,610	2,625	2,697
うち 交通事故	351	338	355	341	315
交通事故による ドクターヘリ要請	8	9	5	4	8

○交通事故による事後検証^{*}

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
事後検証件数 [*]	19	30	25	22	26

^{*}事後検証とは、救急隊が行った処置の適正性について、医学的判断に基づき医師による検証を行い、その結果を再教育に活用するもの。月に1回君津中央病院にて実施される。

○救命講習等受講者数

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
普通救命講習	633	651	557	558	551
救急指導	1,505	1,967	1,717	1,961	1,889

6 被害者救済対策

○交通事故相談件数

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
件 数	21	26	16	21	20

○交通遺児等手当支給状況

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
件 数	5	4	4	2	2
支給額（千円）	271	252	264	104	88

○交通災害共済制度加入状況

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
集 団 会 員 (人)	5,885	5,855	5,874	5,778	5,953
一 般 会 員 (人)	3,887	3,520	3,141	2,978	2,685
見 舞 金 請 求 (件)	18	17	21	25	26
うち死亡	1	—	1	—	1
うち身障	—	1	—	—	—
見舞金支給額(千円)	2,910	2,590	4,140	2,285	4,220

※死亡見舞金 1,500,000 円

身障見舞金 500,000 円

(交通事故を直接の原因で身体障害者手帳1級または2級に該当となった場合)

見舞金 20,000 円～500,000 円

7 踏切道における交通の安全

○踏切事故防止啓発活動

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
啓 発 回 数	—	4	3	1	3

※君津地区での実施回数

○踏切の改善状況

H 2 4 久留里線：熊前・宮沢踏切⇒舗装を木製からコンクリート製に交換

H 2 5 内房線：境踏切⇒車両進入防止規制杭整備

H 2 6 内房線：柳町踏切⇒舗装を木製からコンクリート製に交換

○幹線道路における踏切道の整備状況

高須箕和田線 J R アンダー工事 (県事業) …平成 2 8 年度末供用開始予定

総括（第9次袖ヶ浦市交通安全計画の取組みの成果及び課題）

平成23年に策定した第9次袖ヶ浦市交通安全計画では、「交通事故のない社会を目指して」、道路の交通安全4項目及び踏切道における交通安全1項目の基本的な考え方のもと、具体的な取り組みを推進し、その成果と課題を下記のとおり捉えています。

（1）道路の交通安全

①高齢者・子供の安全確保

交通弱者と言われる子どもや高齢者を交通事故から守るため、木更津警察署をはじめ、木更津交通安全協会、袖ヶ浦市交通安全母の会、袖ヶ浦自動車教習所などの関係機関・団体の協力のもと、保育所、幼稚園、小・中学校及びシニアクラブ等で交通安全教室を開催し、道路の横断、自転車の安全な乗り方など、交通安全意識の高揚を図ることができました。

また、各世代の計画期間5年間における交通事故の発生割合は、小学生では市2.6%<県3.3%、中学生では市1.9%<県2.0%、高校生では市2.0%<県4.0%、高齢者では市28.5%<県29.7%と、いずれの世代においても県の割合を下回ることができました。

しかし、高齢化が進展する一方、高齢者団体は会員が固定化し、高齢者は増えるものの受講者数には大きな変化はありません。

また、幼児から心身の発達段階に応じた交通安全教室は、保育所、幼稚園や小中学校の理解のもと定着し確実に実施していますが、自転車の指導では握力が弱くブレーキを掛けられない児童が増えるなど、体力面での変化もあります。

さらに、これまで交通事故で弱い立場にあった自転車も車両として位置付けられ重大な責任を負うなど、保護者に対して自分が育ってきた環境と違ってきていることを理解させるなど、指導内容の見直しが必要となっています。

【次期計画での主な取組み】

- （1）高齢者に対する交通安全教育の充実
- （2）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

②歩行者・自転車の安全確保

歩行者が安全で安心して通行できる歩行空間を確保するため、車道と歩道を視覚的に分離するカラー舗装を通学路を中心に整備しました。

また、交差点における歩行者の安全確保として、歩車分離式信号機が通学路に設置されました。

なお、平成27年6月の道路交通法の一部改正により、規定の違反行為（危険行為）を繰り返し行う自転車の悪質運転者に対する講習制度が新設されたため、14の危険行為、自転車の左側通行、自転車の歩道通行時の歩行者優先、自転車賠償保険の加入など、多くの市民が集まる機会を活用して、木更津警察署をはじめ、木更津交通安全協会、袖ヶ浦市交通安全母の会の協力のもと周知を図りました。

特に、小学校での親子による交通安全教室及び中学校での交通安全教室では、自転車安全利用五則の周知を図り、自転車運転マナーの向上に努めるとともに、ヘルメットの着用、自転車保険への加入など、自身の身を守ることについても周知を図りました。

こうした取組みにより、計画期間5年間の交通事故に占める自転車事故の割合は14.1%で、県の24.4%を10ポイント下回ることができました。

しかし、全国で自転車が加害者となる交通事故が社会問題となり、歩道における自転車の運転マナーなど、子どもに限らず広く啓発を図る必要があります。

また、道路交通法の一部改正により、自転車は自動車と同じ車両であることは少しずつ認識されてきましたが、その運転のしやすさからか、通行区分違反、信号無視などの交通違反は後を絶たない状況です。

【次期計画での主な取組み】

- (1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

③ 生活道路・幹線道路における安全確保

交通事故多発箇所の共同現地診断等により、幹線道路など、交通事故の多発箇所及び危険箇所における交通安全対策を実施し道路環境の改善が図られました。

また、区・自治会等からの要望により、横断歩道の設置及び塗り直しをはじめ、歩車分離式信号機の設置、大型貨物車両の通行規制、抜け道対策としてゾーン30の指定など、より身近な道路での交通安全対策を図ることができました。

なお、本市における交通事故の特徴として、市外ドライバーが第一当事者となる事故が半数以上を占めることから、注意喚起などその対策が急務となっています。

さらに、市民意識調査においても交通安全に対するニーズは高く、効果的な交通安全対策を警察をはじめ、交通安全関係団体の協力のもと推進していく必要があります。

【次期計画での主な取組み】

- (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (3) 交通安全施設等の整備推進

④ 地域でつくる交通安全の推進

身近な場所での交通事故の発生が多いことから、市民の意識啓発を図るため、出前講座を開催して地域での交通安全対策の推進に努めました。

また、毎月10日には、PTAや交通安全母の会を中心に子どもの登校時間における交通安全指導（アクション10）の実施をはじめ、交通安全推進隊や地区住民会議などの市民ボランティアによる、登下校時の交通安全指導、見守り活動が実施されました。

なお、こうした様々な市民ボランティアによる交通安全活動が行われていますが、地域での交通安全活動を推進するためには、団体同士の交流、連携をさらに進めていくことが不可欠となっています。

【次期計画での主な取組み】

- (1) 市民参加でつくる交通安全の推進
- (2) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

(2) 踏切道における交通の安全

君津地区踏切事故防止対策協議会（鉄道、運輸、警察、行政などで構成）において、踏切事故とその防止対策について意見交換を行うとともに、児童・生徒への啓発活動を実施しました。

また、JRでは、内房線及び久留里線の踏切を木製からコンクリート製へ交換するなどの改良工事の実施のほか、沿線の保育所・幼稚園、小学校への啓発活動、教習所の高齢者教習での啓発物資の配布による啓発活動などを実施し、事故防止に努めています。

踏切道は、道路に比べその利用者が圧倒的に少なく、事故もゼロに近いめか、その安全対策への関心は薄くなっていますが、引き続き関係機関と協力して、踏切道における安全対策に取り組む必要があります。

【次期計画での主な取組み】

- (1) 踏切道の構造改良の促進
- (2) その他踏切道の交通の安全